

運転免許自主返納と返納後の支援制度

●問い合わせ先 交通防災課 ☎(248)1555

運転免許は、自主返納ができます。返納した人には、申請による支援制度があります。

運転免許自主返納

- ▼受付場所 警察署・運転免許センター
- ▼必要なもの 申請者本人の有効な免許証

運転経歴証明書

本人の意思で運転免許を自主返納した日から過去5年間の運転経歴について証明します。各支援制度を利用するときに必要な場合があります。

- ▼対象 免許自主返納後5年以内の人
- ▼申請場所 警察署・運転免許センター
- ▼必要なもの
 - ・申請による運転免許の取消通知書
 - ・証明写真(縦3cm×横2.4cm)
- ※運転免許センターの場合には不要
- ・手数料1,100円
- ▼問い合わせ先 熊本北合志警察署 交通第一課 ☎(341)0110

市の支援制度

市コミュニティバス回数券の交付
運転免許自主返納者に市コミュニティバス回数券を交付します。

- ▼対象 市の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の人で、平成31年4月1日以降に運転免許証を自主返納し、運転免許の取消通知書または運転経歴証明書の交付を受けた人
- ※市税を滞納している人は対象になりません。
- ▼申請場所 交通防災課、御代志市民センター(西合志総合窓口)、泉ヶ丘支所、須屋支所
- ▼必要なもの
 - ・合志市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書
 - ※市ホームページからダウンロードまたは申請場所にあります。
 - ・運転免許の取消通知書もしくは運転経歴証明書
- ※運転免許の取消通知書を提示する場合は写真付きの身分証明書が必要です。
- ※回数券は審査後郵送します。



地域企業の活性化を応援

市内中小企業の支援事業を紹介します

●問い合わせ先 商工振興課 商工振興班 ☎(248)1115

中小企業者店舗等近代化融資金利子補給
設備資金の融資を受けた場合に利子を補給しています。

- ▼対象 市内で引き続き3年以上営業する人で、従業員の数が20人以下の個人や法人
- ▼対象となる設備投資
 - ・店舗の新築、増築、改装
 - ・個人または共同で整備する店舗客用駐車場や公害防止施設
 - ・業務に関する備品
- ▼利子の補給内容
 - ・毎年1月1日～12月31日に支払った利子額(延滞利子は除く)の5割以内で、最大36カ月分の利子を補給

※市内中小企業者を利用して設備投資を行なった場合は利子額の10割以内

▼対象金融機関
政府系金融機関、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、熊本県信用組合、熊本県商工業経営安定事業協同組合

- ▼融資限度額
 - ・個人や法人 700万円
 - ・協同組合 1,000万円
 - ▼融資利率の上限 8%
- ※申請の前に、商工会にご相談ください

い。申請受け付けは1月頃の予定です。

大規模展示会への出展支援

県外で開催される見本市・展示会などへ出展する経費の一部を助成します。

- ▼対象企業 市内中小企業者
- ▼助成額 小間料の2分の1
- ※旅費、付帯設備や電源使用料などは対象になりません。
- ※出展する前に商工会に申請し、市から承認を受ける必要があります。

中小企業の人材育成支援

- ▼対象 市内中小企業の経営者、従業員
- ▼対象となる研修
 - ・中小企業大学校やポリテクセンター熊本などが実施する研修事業など
 - ・中小企業大学校で実施される経営管理者養成コースの受講料
 - ・中小企業などが2社以上合同で行なう独自の研修(資格取得研修などを除く)の講師謝金など
- ▼助成額 受講料の3分の2
- ※研修を受ける前に商工会に申請し、市から承認を受ける必要があります。
- ▼申込先 市商工会(ルーロ合志内) ☎(242)0733
- ※商工会加盟の有無は問いません。

地域の家族見守りサポーター養成講座

●申し込み・問い合わせ先 女性・子ども支援課(ウィーブル内) ☎(248)1199

子どもたちを取り巻くさまざまな社会的問題、家庭環境、児童虐待など、身近に気になる家庭や心当たりのある子どもがいる場合、地域に多くの気付きの目があれば、早期発見・早期解決につながります。

講座は、午前と夜間の1日2回実施します。夜間の部は、オンラインでの受講も可能となっています。子どもたちが安全・安心に暮らすことができる地域づくりにご協力をお願いします。

サポーター養成講座日程

講師 九州ルーテル学院大学

とき	内容
11月1日(月)	『子どもを取り巻く現状』 講師 永野 典詞さん
11月9日(火)	『虐待児のこころと身体について』 講師 古賀 香代子さん
11月16日(火)	『地域における気づきと支援』 講師 岩永 靖さん

※託児はありません。

過去参加者の声

- ・多様な見方ができるようになった。
- ・児童虐待の現状を学び、子どもたちの様子を気にかけるようになった。
- ・登下校で自宅の前を通る子どもたちに声掛けをするようになった。
- ・子どもと親との関わりを気をつけて見るようになった。

- ▼とき 11月1日(月)・9日(火)・16日(火)
- ・午前の部 午前10時～11時30分
- ・夜間の部 午後7時～8時30分
- ▼ところ
 - ・午前の部 市防災センター棟 避難所
 - ・夜間の部 ヴィーブル2階 研修室
 - またはオンライン受講
- ▼対象 市内在住者または市内に勤務する人で、3日間の講座を全て受講できる人
- ※午前の部・夜間の部のどちらに参加しても構いません。
- ▼募集人数 先着30人
- ▼参加費 無料
- ▼申込方法 電話でお申し込みください。
- ▼申込期限 10月8日(金)



人権教育シリーズ④ 障がいを持った人への取り組み

●問い合わせ先 人権啓発教育課 啓発教育班 ☎(248)2399

障がいの権利擁護などについて

国では、平成26年1月に国連の障害者権利条約を批准したことに関連して、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法などの障がいの権利擁護を目的とする一連の国内法が整備されました。

市でも障害者基本法に基づき、市障がい者計画を策定して『障がいのある人もない人も共に生き、ささえあうまち こうし』を理念とし、障がい者への支援を行なっています。

その中で、今回は聴覚障がいなどの意思疎通を行なう事に配慮が必要な人への支援について紹介します。

聴覚障がいなどを持つ人への支援

市では、聴覚障がいや言語機能障がい、音声機能障がいなどの意思疎通を行なう事に配慮が必要な人へ手話通訳者や要約筆記者の派遣を行なっています。主に病院や市役所などでの手続きに利用されています。

また、平成31年度からは毎月第2、第4水曜日に市役所に手話通訳者を配置し、聴覚障がいなどの手話通訳を必要とする人に対して、窓口での相談や

手続きを支援しています。

本年6月からは新型コロナウイルスワクチン接種に関して、聴覚障がいなどの配慮が必要な人へ専用の相談窓口も設置しています。

市役所での手続きなどで支援が必要な場合は、お気軽にご相談ください。ほかにも、手話を学びたい、手話通訳者を目指したい人たちに向けて、毎年手話奉仕員養成講座を行なっています。

今後も、市障がい者計画の理念を達成するために、支援の充実に努めていきます。

●問い合わせ先(手話通訳者・要約筆記者の派遣依頼、手話奉仕員養成講座)

県ろう者福祉協会
☎(383)5587
☎(384)5937

※手話奉仕員養成講座は本年度の募集を終了しています。

